

東労発基0117第6号
令和4年1月17日

関係事業者団体の長 殿

東京労働局長
(公印省略)

石綿事前調査結果報告システムのユーザー
テストの実施に係る周知等への協力依頼について

労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則による建築物等の解体又は改修時の石綿等の使用の有無に係る事前調査の結果等の報告については、令和4年4月1日から、電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされているところです。

このたび、報告対象となる工事を実施する事業者の方に、同報告に使用する石綿事前調査結果報告システム（以下「システム」という。）について操作に慣れていただくことを目的として、同報告制度の施行に先立ち、下記のとおりユーザーテストが実施されます。

つきましては、この機会にシステムの利用に向けた準備を行っていただきたく、傘下会員事業者等の関係者に対する周知に御協力をお願いいたします。

記

1 ユーザーテストの実施

システムの利用者である事業者に、システム操作に慣れていただく機会として、以下の通りユーザーテストを実施します。

・ユーザーテスト期間

令和4年1月18日（予定）～2月18日（予定）

・ユーザーテストの対象者

システムを利用予定のすべての事業者の方

・システムのURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

（ユーザーテストの開始までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます）

2 留意事項等

(1) ユーザーテスト実施前の準備

ユーザーテスト実施には、GビズIDが必要です。GビズIDの発行はユーザーテスト期間外でも可能ですので、事前に準備いただくことをお勧めします。

なお、GビズIDには、プライム、エントリーの2種類があり、実施できる機能が一部異なりますが、システムはどちらのIDでも使用できます。GビズIDプライムの取得には時間を要しますので御注意ください。

(2) ユーザーテスト期間中に実施可能な事項

ユーザーテストにおいても本運用時と同等の機能が使用できます。

(3) ユーザーテスト期間中の問い合わせ

システムの操作上の不明点は、まずシステムの操作マニュアルやFAQにより確認を行ってください。

不明な点が解決しない場合には、システムのお問い合わせフォームによる問い合わせをお願いします。

なお、ユーザーテスト期間中の問い合わせへの回答は、操作マニュアルの修正やFAQの掲載に代えさせていただく場合がありますので、あらかじめ御承知置きください。

(4) 報告データの取扱い

ユーザーテスト期間中に入力した報告データはユーザーテスト終了時に削除します。石綿障害予防規則に基づく報告は、本運用開始後に改めて入力をお願いします。

なお、GビズIDの設定は、本運用に引き継がれます。

(5) その他

ユーザーテストに関する周知においては「【別添】事業者向け石綿システムの概要チラシ」をご活用ください。

また、操作マニュアル等システムに関する情報は、下記のページに順次掲載予定です。

石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

環境省WEBサイト

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

お問い合わせ先【システムに関すること】

ユーザーテスト開始後にお問い合わせフォームからお問い合わせください。

【GビズIDの申請・発行に関すること】

右記をご参照ください。 <https://gbiz-id.go.jp>

【石綿障害予防規則に関すること】

東京労働局労働基準部健康課
各労働基準監督署